

徳島県告示第五百三三号

平成二十五年徳島県告示第四百三三号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

「第二百二十五条の三第一項第二号」を「第二百二十五条の六第一項」に改める。
のり等養殖業（黒のり）の表を次のように改める。
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	区 域
北灘加入区	北灘漁業協同組合の地区
長原加入区	長原漁業協同組合の地区
川内加入区	川内漁業協同組合の地区
渭東加入区	渭東漁業協同組合の地区
徳島市加入区	徳島市漁業協同組合の地区
徳島市辰巳加入区	徳島市辰巳漁業協同組合の地区
和田島加入区	和田島漁業協同組合の地区
阿南中央加入区	阿南中央漁業協同組合の地区
中林加入区	中林漁業協同組合の地区

大津	長原	川内	応神町	徳島市第一
----	----	----	-----	-------

大津加入区	長原加入区	川内加入区	応神町加入区	徳島市第一加入区
-------	-------	-------	--------	----------

のり等養殖業（青のり）の表中
を
に改

徳島市住吉	渭東	徳島市	徳島市辰巳	阿南中央（中島）
徳島市住吉加入区	渭東加入区	徳島市加入区	徳島市辰巳加入区	阿南中央（中島）加入区

める。

特定かき養殖業の表中
を
に改める。

鞆浦	穴喰
鞆浦加入区	穴喰加入区